

改正	昭和四四年 三月三十一日規則第八号	昭和四五年 一月二〇日規則第五号
	昭和五四年 三月三〇日規則第二八号	昭和五九年 四月 六日規則第三七号
	昭和六〇年 一二月二七日規則第九一号	平成 八年 一二月二四日規則第八〇号
	平成 九年 三月二八日規則第三〇号	平成一四年 三月一九日規則第一七号
	平成一四年 一二月二四日規則第一二二号	平成一六年 九月二八日規則第七七号
	平成一七年 五月一七日規則第一三七号	平成二〇年 八月二九日規則第七八号
	平成二二年 八月一〇日規則第九〇号	平成二四年 八月一四日規則第五六号
	平成三〇年 一二月三〇日規則第六三号	令和 二年 一二月一五日規則第八六号
	令和 三年 三月一二日規則第六号	令和 五年 一〇月一七日規則第五三号

注 令和五年一〇月一七日規則第五三号による改正は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行につき、現行条文と並列して登載した。

クリーニング業法施行細則をここに公布する。

クリーニング業法施行細則

（確認済書の交付）

第一条 保健所長は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）第五条の二の確認をしたときは、営業者に確認済書を交付しなければならない。

一部改正〔昭和五九年規則三七号・平成一四年一二二号〕

（試験の回数）

第二条 法第七条第一項の規定により知事が行うクリーニング師の試験の回数は、毎年一回とする。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、毎年二回以上これを行うことができる。

一部改正〔昭和五九年規則三七号・平成一四年一二二号・二二年九〇号〕

（試験の公示）

第三条 知事は、前条の試験を行おうとするときは、その期日、場所、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。第六条において「省令」という。）第三条の受験願書の提出期間その他必要な事項をあらかじめ埼玉県報により公示するものとする。

一部改正〔昭和五九年規則三七号・平成一四年一二二号・二二年九〇号〕

（受験票の交付等）

第四条 知事は、前条の受験願書を受理したときは、受験者名簿を作成するとともに、当該出願者に受験票を交付するものとする。

一部改正〔昭和五九年規則三七号・平成一四年一二二号・二二年九〇号〕

（受験の停止及び試験の無効）

第五条 知事は、第二条の試験に関し受験者に不正行為があつたときは、直ちにその者の受験を停止し、又はその者の受けた試験を無効とすることができる。

一部改正〔昭和五九年規則三七号・平成一四年一二二号・二二年九〇号〕

（様式）

第六条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法第五条の二の検査の請求書及び省令第一条の三第一項の開設の届出書 様式第一号
- 二 省令第一条の三第二項の営業の届出書 様式第二号
- 三 省令第一条の三第三項の変更（廃止）の届出書 様式第三号

- 四 省令第二条の二第一項、第二条の三第一項及び第二条の四第一項の営業者の地位の承継の届出書 様式第四号
- 五 省令第四条の免許の申請書 様式第五号
- 六 省令第六条第一項の免許証の再交付の申請書 様式第六号
- 七 省令第八条の免許証の訂正の申請書 様式第七号
- 八 第一条の確認済書 様式第八号

注 令和五年一〇月一七日規則第五三号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行

第六条第四号中「及び」を「、」に改め、「第二条の四第一項」の下に「及び第二条の五第一項」を加える。

一部改正〔昭和五九年規則三七号・六〇年九一号・平成八年八〇号・九年三〇号・一四年一七号・一二二号・一六年七七号・二二年九〇号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和四十年八月一日から施行する。  
（クリーニング業法施行細則の廃止）
- 2 クリーニング業法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第十六号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に法第五条の二の規定による確認を受けているクリーニング所又は建築工事中のクリーニング所の構造設備について、第二条に定める措置に適合しない部分がある場合においては、当該部分の構造設備を変更する場合を除き、当該クリーニング所に対する措置は、なお従前の例による。

附 則（昭和四十四年三月三十一日規則第八号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年一月二十日規則第五号）

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月三十日規則第二十八号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年四月六日規則第三十七号）

この規則は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十七日規則第九十一号）

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則（平成八年十二月二十四日規則第八十号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日規則第三十号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月十九日規則第十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十四日規則第二百二十二号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日規則第七十七号）

- 1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。
- 2 改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年五月十七日規則第三百三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (前略) 第三十三条(中略)の規定 平成二十一年四月一日

附 則(平成二十二年八月十日規則第九十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年八月十四日規則第五十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十年十一月三十日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年十二月十五日規則第八十六号)

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和三年三月十二日規則第六号)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和五年十月十七日規則第五十三号)

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号

(第6条関係)

注 令和5年10月17日規則第53号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行

様式第1号中を削り、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類

様式第1号の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

全部改正〔令和2年規則86号〕

様式第2号

(第6条関係)

注 令和5年10月17日規則第53号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行

様式第2号中を削り、同様式の添付書類1を次のように改める。

1 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

様式第2号の添付書類中2を削り、3を2とし、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

全部改正〔令和2年規則86号〕

様式第3号

(第6条関係)

全部改正〔令和2年規則86号〕

---

注 令和5年10月17日規則第53号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行

様式第4号(3)を様式第4号(4)とし、様式第4号(2)を様式第4号(3)とし、様式第4号(1)を様式第4号(2)とし、様式第3号の次に次の様式を加える。

様式第4号(1)（第6条関係）

---

様式第4号(1)

(第6条関係)

全部改正〔令和2年規則86号〕

様式第4号(2)

(第6条関係)

全部改正〔令和2年規則86号〕

様式第4号(3)

(第6条関係)

全部改正〔令和2年規則86号〕

様式第5号

(第6条関係)

追加〔平成22年規則90号〕、一部改正〔平成24年規則56号・30年63号・令和3年6号〕

様式第6号

(第6条関係)

全部改正〔平成22年規則90号〕、一部改正〔平成24年規則56号・令和3年6号〕

様式第7号

(第6条関係)

全部改正〔平成22年規則90号〕、一部改正〔平成24年規則56号・令和3年6号〕

様式第8号

(第6条関係)

一部改正〔昭和54年規則28号・59年37号・平成8年80号・9年30号・14年122号・22年90号〕